

徳島県の最低賃金

時間額

令和6年11月1日から

980 円



徳島県最低賃金は、
県内で働くすべての労働者に適用されます。



働く人と雇う人のための
ルールです!

下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用 組立材料製造業			
はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機 械器具製造業	1,070	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切 削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試 験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用 機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製 造業及び武器製造業に従事する者	令和6年 12月21日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	1,038	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付 け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業 用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業 に従事する者	令和6年 12月21日

徳島県最低賃金が適用されています。

業務改善助成金

徳島県最低賃金との差額50円以
内(980~1,030円)の労働者
を使用しており、事業場内最低賃
金を30円以上引上げ、生産性向
上のための設備投資などを行う場
合に利用できます。

助成率: 最大9割

上限額: 最大600万円



厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

キャリアアップ助成金

賃金規定を改定し、
非正規雇用労働者
の基本給を3%以上
賃上げする場合「賃
金規定等改定コー
ス」が利用できます。



IT導入補助金

最低賃金引上げを受
けて、最低賃金引上げ
幅以上に賃上げの努
力を行う場合、補助金
の採択において加措
置が得られます。



賃上げを後押しするその他支援策

- 中小企業省力化投資補助金
- 賃上げ促進税制

～賃金引き上げ特設ページ公開中～

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



お問い合わせ・相談先

■ **最低賃金**は 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ

■ **業務改善助成金**は 業務改善助成金コールセンター (Tel 0120-366-440)

■ **働き方改革や経営改善に向けた相談先**は

徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951) 又は徳島県よろず支援拠点 (Tel 088-676-4625) へ



I 最低賃金はすべての労働者に適用されます

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

最低賃金は、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、事業場で働くすべての労働者に適用されます。

■減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の①～⑤に該当する労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

減額の特例許可を受けようとする使用者は、所定の様式による申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

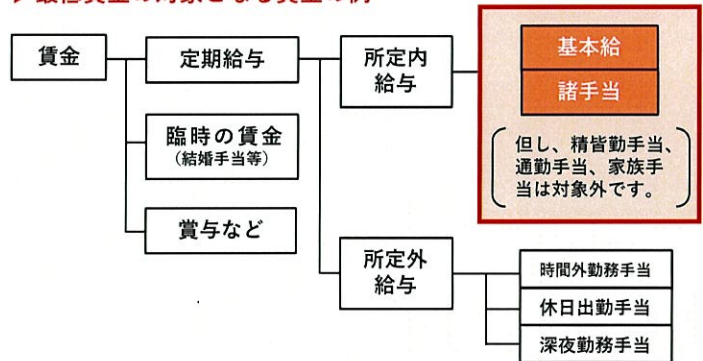
II 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが、最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

▶最低賃金の対象となる賃金の例



III 最低賃金額との比較方法

地域別最低賃金及び特定最低賃金ともに、時間額のみでの表示となっていますので、実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるにはIIに記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ② 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ④ 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。
- ⑤ 上記①、②、③、④の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制の場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

月給制の場合の比較方法の例

- 徳島県で働くAさんの労働時間と月給は、
- 1日の所定労働時間 8時間
 - 年間所定労働日数 258日
 - 年間総所定労働時間 2,064時間
(8時間 \times 258日)
 - 1か月の平均所定労働時間 172時間
(2,064時間 \div 12か月)
 - 月給 170,000円

上記の例を、時間額に換算し、徳島県最低賃金額 980円（時間額）と比較すると、

$$\frac{\text{月給 } 170,000\text{円}}{172} = 988.37 > 980\text{円}$$

となり、この場合は最低賃金額 **以上** となります。

✓ ウェブで最低賃金がチェックできます

📍 最低賃金特設サイト

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp>



令和6年度業務改善助成金のご案内

徳島県版

業務改善助成金とは？

業務改善助成金

検索



申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画 機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 980円 (R6.11.1改正)

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、工場や事務所などの労働者がいる事業場ごとに申請してください。

助成上限額・助成率

徳島県の場合、事業場内最低賃金が、**980円 ~ 1,030円** が対象となります。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

事業場内最低賃金	助成率
900円未満	9/10
900円~949円	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

()内は企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に適用されます。

特例事業者

※左表の助成上限額10人以上の上限区分の適用が受けられます。

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

②に該当する事業者は、定員7人以上または車両本体価格200万円以下の常用自動車や貨物自動車、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も助成対象経費となります。

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例

助成対象経費の具体例は「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象なりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- ・ 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- ・ 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日*になりました。
※ やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合があります。
- ・ 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440

(受付時間 平日 8:30~17:15)

【ワンストップ相談窓口】徳島働き方改革推進支援センター
電話番号：0120-967-951 (受付時間 平日9:00~17:00)

交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階 R6.11.1

最低賃金引上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、 最低賃金引上げに伴う 支援・後押しを強化しています



徳島県最低賃金は、令和6年11月1日から時間額980円に改正されました。

最低賃金の引上げにより、影響を受ける事業主様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

① 徳島働き方改革推進支援センター：0120-967-951

相談支援

コンサルティング

セミナー開催



② 徳島県よろず支援拠点：088-676-4625

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス



最低賃金引上げの支援策を積極的に活用しましょう！

〜〜 賃金引上げに向けて、申請をご検討・ご相談ください 〜

業務改善助成金

事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資などを行った中小企業に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。



～ 「徳島県賃上げ応援金サポート事業」のご紹介 ～

徳島県においても、賃上げを行う「中小・小規模事業者」を支援しています！

① 国の業務改善助成金の上乗せ助成

生産性向上のために設備投資等を行うとともに、賃金引上げに取り組む、国の「業務改善助成金」を受給した事業者に対して、「業務改善助成金」の助成率に応じて、助成金を上乗せして補助します。

業務改善助成金については、こちらをご確認ください。



<対象要件>

● 令和6年4月1日以降に徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和7年3月7日（金）までに確定通知を受けていること** など

② 社会保険労務士への報酬費用補助

次の（ア）「業務改善助成金」（イ）「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用を補助します。（※1）

（ア）「業務改善助成金」

※ 令和6年4月1日以降に交付申請を行い、**令和7年3月7日（金）までに、額の確定通知を受けていること。**

（イ）「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」

※ 令和6年4月1日以降にキャリアアップ計画書を作成し、**令和7年3月7日（金）までに、徳島労働局に受理されていること。**

（※1）年間契約している場合は、上記（ア）（イ）の書類作成等を依頼したことで、追加発生した料金部分を補助対象とします。

申請方法

申請書類を **令和7年3月10日（月）【必着】**までに、徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出してください。 ※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

「徳島県賃上げ応援金サポート事業」に関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当 TEL:088-621-2346

MAIL: roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp FAX:088-621-2852

詳細は徳島県ホームページをご確認ください

